

障がい児通所支援事業所

児童発達支援・放課後等デイサービス レインボー紙風船 改築工事
入札参加手続き等に関する書類

(様式第 1 号) 入札参加資格確認申請書

(様式第 3 号) 配置技術者届出書

(様式第 4 号) 委任状

(様式第 7 条) 暴力団解除に関する誓約書

特定非営利活動法人 夢みの里

障がい児通所支援事業所

児童発達支援・放課後等デイサービス レインボー紙風船

入札参加資格確認申請書

特定非営利活動法人 夢みの里
理事長 菅原 桂子 殿

住 所
名 称
代表者 ⑩
T E L
F A X

特定非営利活動法人夢みの里 障がい児通所支援事業所「児童発達支援・放課後等デイサービス レインボー紙風船」改築工事に係る一般競争入札に参加したいので、その入札参加資格確認を申請します。なお、この申請書及び添付書類については、事実と相違ないことを誓約いたします。

記

1. 工 事 名 障がい児通所支援事業所
児童発達支援・放課後等デイサービス レインボー紙風船 改築工事
2. 工事場所 宮城県東松島市大溜 86-1 地内
3. 添付書類
 - (1) 入札参加資格確認申請書(様式第 1 号)
 - (2) 障がい児福祉施設、障がい福祉施設等の施行実績(過去 5 年以内 様式自由)
 - (3) 配置予定の技術者に関する届出書(様式第 3 号)
 - (4) 委任状(様式第 4 号)
 - (5) 暴力団排除に関する誓約書(様式第 7 号)
 - (6) 代表者の住所・氏名を記載した返信用封筒(切手貼付) 1 枚
4. その他
連絡するとき窓口となる申請者の名刺 1 枚

配置技術者届出書

特定非営利活動法人 夢みの里
理事長 菅原 桂子 殿

住 所
名 称
代表者 ⑩

下記の建設工事の請負う場合には、入札公告に示された条件に従い、工事現場に配置する技術者を届出ます。

記

- 工 事 名 障がい児通所支援事業所
児童発達支援・放課後等デイサービス レインボー紙風船 改築工事
- 工 期 契約を締結した日の翌日から令和 3 年 2 月 26 日まで
(諸官庁検査済証取得を含む)
- 配置技術者

氏 名	生年月日	年 月 日生
資 格	資格の名称() 番号()	
	資格の名称() 番号()	
	資格の名称() 番号()	

- (1) 該当工事を受注した場合は、上記に記載している技術者を該当工事現場に配置する事。
- (2) 配置予定技術者の資格者証の写しを添付すること
- (3) 施行管理履歴書を添付すること
- (4) 雇用関係を証明する書類を添付すること

様式第 4 号

委任状

特定非営利活動法人 夢みの里
理事長 菅原 桂子 殿

私は _____ の代理人を定め、障がい児通所
支援事業所「児童発達支援・放課後等デイサービス レインボー紙風船」改築工事に係る入札
に関する一切の権利を委任します。

記

※受任者は下記の印鑑を使用します

使用印鑑

令和 年 月 日

住 所

名 称

代表者

TEL

FAX

⑨

暴力団排除に関する誓約書

(甲) 特定非営利活動法人 夢みの里
理事長 菅原 桂子 殿

住 所

(乙) 商号または名称

代表者

印

私は特定非営利活動法人 夢みの里の「児童発達支援・放課後等デイサービス レインボー紙風船」の契約を締結し、その責務を履行するに際し、次の事項を誓約します。

1. 自社(受注者が個人である場合にはその者)又は、自社役員等(法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事、その他これらと同等の責任を有する者をいう。)は、契約締結から履行が完了するまでの間、次のいずれにも該当することはありません。
 - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) 暴力団又は、暴力団員がその経営又は、運営に実質的に関与している者
 - (4) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は、第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は、暴力団員に対し資金等を提供、便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - (7) (3)から(6)に掲げる者のほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
2. 上記の契約事項に虚偽の内容があった場合及び下記(1)又は(2)の場合には、甲に契約の解除権及びこれに伴う損害賠償請求権が生じることを認めます。
 - (1) 下請け契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方から1の(1)～(7)のいずれかに該当することを知らず、当該者と契約したと認められるとき。
 - (2) 乙が、1の(1)～(7)のいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約、その他の契約を相手方としていた場合(2の(1)に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対し当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。